

[注意事項]

本件は、物件番号1、2の売却です。

入札の際には、物件番号をお間違えのない
ようご注意ください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 27 日
名古屋地方裁判所民事第 2 部
裁判所書記官 佐 野 聡 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 11 日から 令和 8 年 11 月 18 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日 場 所	令和 8 年 11 月 25 日 午前 9 時 30 分 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日 場 所	令和 8 年 12 月 9 日 午前 9 時 50 分 名古屋地方裁判所民事第 2 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 12 月 2 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 12 月 2 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 27 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 豊明市沓掛町天白 |
| | 地 番 | 1 1 4 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 8 . 3 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 豊明市沓掛町天白 1 1 4 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 1 1 4 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺平家建 |
| | 床 面 積 | 6 1 . 0 0 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 9月18日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 佐 野 聡 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 豊明市沓掛町天白 |
| | 地 番 | 1 1 4 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 8 . 3 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 豊明市沓掛町天白 1 1 4 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 1 1 4 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺平家建 |
| | 床 面 積 | 6 1 . 0 0 平方メートル |



令和 8 年(ケ)第 83 号

令和 8 年 5 月 20 日受理

令和 8 年 6 月 24 日提出

現 況 調 査 報 告 書

(物 件 1 , 2 に つ い て)

名古屋地方裁判所

執行官 成 田 慎 一

物 件 目 録

1 所 在 豊明市沓掛町天白

地 番 1 1 4 番 5

地 目 宅地

地 積 1 9 8 . 3 7 平方メートル

共有者 持分 3 6 分の 1
 共有者 持分 3 6 分の 1
 共有者 持分 3 6 分の 1
 共有者 持分 1 8 分の 1
 共有者 持分 1 8 分の 1
 共有者 持分 2 7 分の 1
 共有者 持分 2 7 分の 1
 共有者 持分 2 7 分の 1
 共有者 持分 1 8 分の 1
 共有者 持分 1 8 分の 1
 共有者 持分 1 8 分の 1
 共有者 持分 1 8 分の 1
 共有者 持分 1 8 分の 1
 共有者 持分 2 7 分の 1
 共有者 持分 2 7 分の 1
 共有者 持分 2 7 分の 1
 共有者 持分 1 8 分の 1
 共有者 持分 1 8 分の 1
 共有者 持分 1 4 4 分の 1
 共有者 持分 1 4 4 分の 1
 共有者 持分 1 4 4 分の 1
 共有者 持分 1 4 4 分の 1
 共有者 持分 1 8 分の 1
 共有者 持分 9 分の 1
 共有者 持分 1 8 分の 1

2 所 在 豊明市沓掛町天白 1 1 4 番地 5

家屋 番号 1 1 4 番 5

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺平家建

床 面 積 6 1 . 0 0 平方メートル

物 件 目 録

共有者 持分 3 6 分の 1
共有者 持分 3 6 分の 1
共有者 持分 3 6 分の 1
共有者 持分 1 8 分の 1
共有者 持分 1 8 分の 1
共有者 持分 2 7 分の 1
共有者 持分 2 7 分の 1
共有者 持分 2 7 分の 1
共有者 持分 1 8 分の 1
共有者 持分 1 8 分の 1
共有者 持分 1 8 分の 1
共有者 持分 1 8 分の 1
共有者 持分 2 7 分の 1
共有者 持分 2 7 分の 1
共有者 持分 2 7 分の 1
共有者 持分 1 8 分の 1
共有者 持分 1 8 分の 1
共有者 持分 1 4 4 分の 1
共有者 持分 1 4 4 分の 1
共有者 持分 1 4 4 分の 1
共有者 持分 1 4 4 分の 1
共有者 持分 1 8 分の 1
共有者 持分 9 分の 1
共有者 持分 1 8 分の 1

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図 (概略) のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 (共有者) ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 (共有者) ☐ その他の者 上記の者が本建物 (居宅) を空き家の状態で、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	本建物の西側及び南側には、差し掛けがそれぞれ設置されている。		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図 (概略) のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■申立人ら代理人弁護士	物件2建物は、現在、空き家です。 本件は、物件1土地及び同2建物の元所有者（以下「被相続人」という）が亡くなり、申立人らや相手方らが相続したことによるものですが、物件の事情の分かる人としては、申立人Aの息子Bは物件1土地上にある雑草を業者に処分させたり、同2建物の鍵の管理もしていますので、調査には同Aの息子Bに立ち会ってもらうのがよいと思います。 申立人Aの息子Bには、そちらに連絡するよう伝えておきます。
■ B (申立人Aの息子)	被相続人には身寄りがなく、物件2建物には、最後は同人が一人で暮らしていました。 被相続人が転んで骨折したことがあり、近所の人からうちに連絡を受けたことから、私は物件2建物を見に来るようになりました。近所の人がうちに電話してきたのは、被相続人は父のことを気に入っていて、生前うちに來ることが多くあったこと等から、同人がうちに連絡するよういったからだと思います。 物件2建物の電気・ガス・水道は停止しています。 物件1土地からの雑草が放置され、近所からクレームが来たので、私が業者に頼んで雑草を処分させています。 被相続人は、生前たばこを吸っていました。 被相続人は、生前ペットは飼育していませんでした。 仏壇等は実家にありますので、物件2建物の中に仏壇等はないと思います。 物件2建物の屋根に太陽熱温水器等は設置していません。 近所の人との間で土地の境界に争いがあると聞いたことはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件1土地は、西側を道路に面している。
- 2 物件2建物は、昭和57年3月新築の木造瓦葺平家建の居宅であるが、外壁には蔦が張り、建物内は、玄関や和室(2)の床は一部抜けている等、方々に老朽化による著しい傷みや汚損が見受けられた。また、同建物内は木材や新聞紙、衣類その他の日用品が床から積み上がった状態であり、そのため、一部(浴室等)には立入ることができなかった。
そのほか、西側の塀は道路側にやや倒れかかっており、敷地内は雑草で覆われているほか、敷地北西側付近には木材、ブロック片、クーラーボックス等が残置されていた。
- 3 物件1土地付近に存した一部杭の状況、付近に設置されたブロック塀等の状況、隣地や道路との位置関係及び概測の結果等から、同土地の形状については、土地建物位置関係図(概略)のとおりのもものと認めた。
- 4 物件1土地及び同2建物に関する法令上の制限や、同1土地の土壤汚染の可能性の有無等については評価人の評価書参照
- 5 物件2建物の電気・ガス・水道は停止していること、関係人の陳述及び同建物内の状況等から、同建物は、現在、申立人ら及び相手方ら(相続人)が、空き家の状態で、占有しているものと認めた。
- 6 その他の本件調査結果は、本報告書2枚目及び3枚目のとおりである。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年5月25日 (月) 15:00-15:10	名古屋法務局	公図, 地積測量図及び建物図面各取り寄せ
R8年5月25日 (月) 16:00-16:10	物件所在地	現地確認, 写真撮影 (外観)
R8年5月27日 (水) 15:15-15:25	電 話	申立人ら代理人から聴取
R8年5月28日 (木) 16:25-16:35	電 話	Bから聴取及び同人に対し立入調査期日告知
R8年6月8日 (月) 10:00-10:40	物件所在地	物件1土地及び同2建物の立入調査, 写真撮影, Bから聴取, 評価人同行

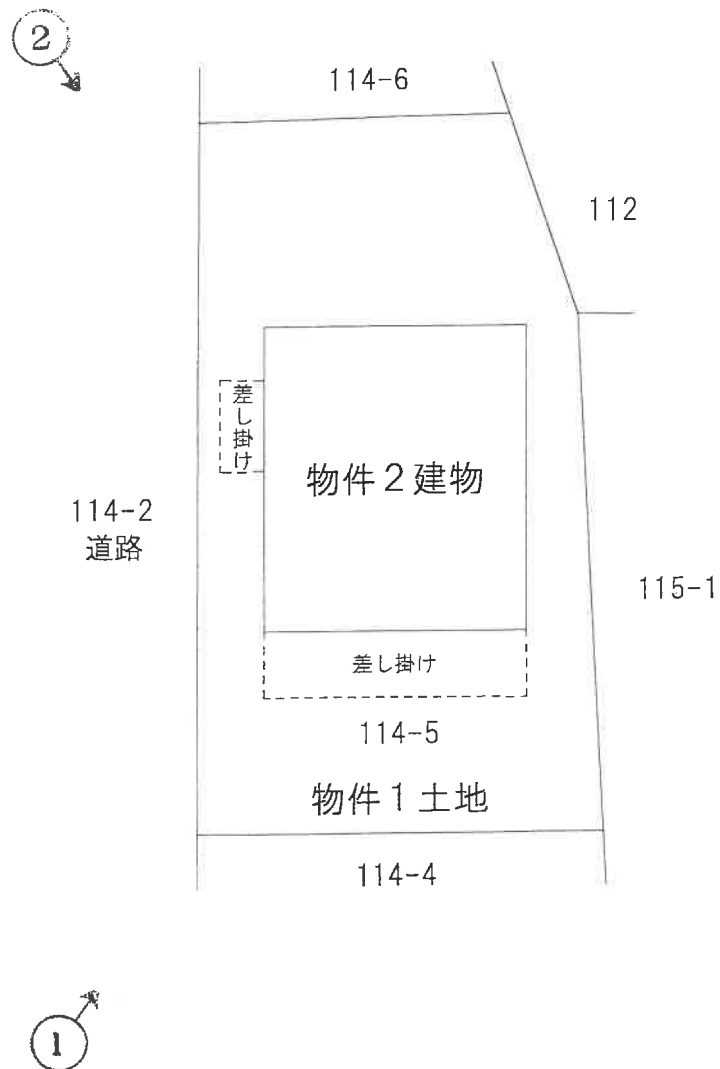
(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
対象物件は全戸不在で施錠されていたため, 技術者に解錠させた上, 立会人を立ち会わせて立ち入った。

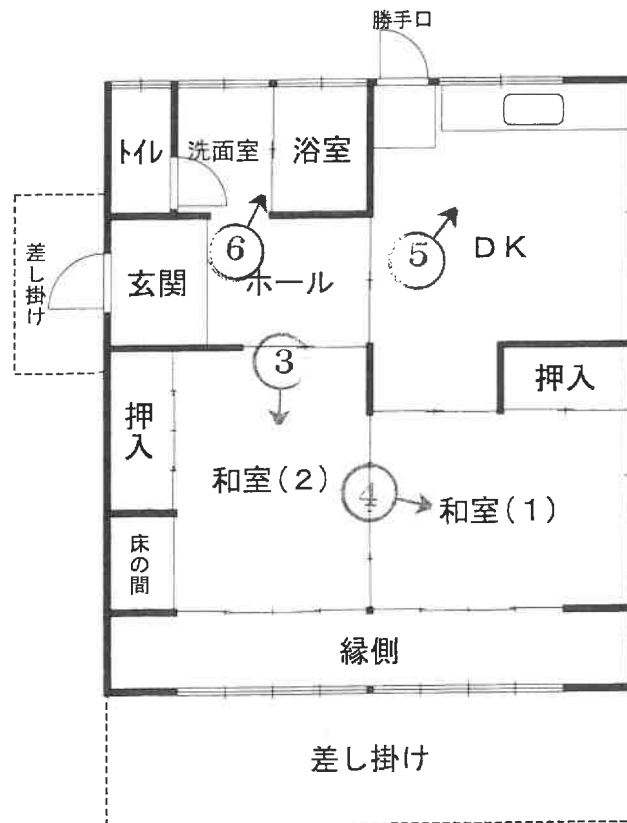
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）



建物間取図（概略）



写真撮影方向を矢印で示す
○内写真番号

①

物件1土地及び同2建物

(南西より撮影)



②

同 上

(北西より撮影)



③

和室（２）



④

和室（１）



⑤

D K



⑥

浴室付近の状況



(10枚目)

令和 8 年（ケ）第 8 3 号
物件 1，2
令和 8 年 5 月 2 5 日 受 理
令和 8 年 6 月 8 日 現地調査
令和 8 年 7 月 1 6 日 評 価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

中 島 豊 司

第1 評価額

一括価格	
金 7, 200, 000 円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 3, 150, 000 円
物件2(建物)	金 4, 050, 000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 地 目 地 積	豊明市沓掛町天白 1 1 4 番 5 宅地 1 9 8 . 3 7 m ²	同左
2	所 在 地 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	豊明市沓掛町天白 1 1 4 番地 5 1 1 4 番 5 居宅 木造瓦葺平家建 6 1 . 0 0 m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	名鉄名古屋本線「前後」駅 北東方 道路距離約4.7km 名鉄バス「藪田」バス停 北西方 道路距離約550m （附属資料1「位置図」参照）	
付近の状況	豊明市北東部の市街化調整区域内に位置する，戸建住宅のほか農地も混在する地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 用途指定なし 60% 200% 指定なし 都市機能誘導区域外，居住誘導区域外，宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積 198.37㎡ 間口 約19.3m 奥行 約9.7m 形状 ほぼ長方形地	
接面道路の状況	北西側で幅員約6mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号道路）に路面と等高ないし約1m高く接面する。	
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設 （敷地内引込の有無を基準としている）	上水道 あり ガス配管 引込可（プロパンガス使用） 下水道 あり	
土壌汚染の可能性の調査	目的土地の利用状況について，過去の住宅地図，登記簿等の資料調査の結果は以下のとおりである。なお，土壌汚染の有無及びその程度は不明であり，その把握には専門機関によるサンプル調査が必要である。 昭和40年代の頃から昭和57年に物件2建物が建築されるまで，未利用地，農地等であった模様である。	
特記事項	※1 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない（ただし，付近には周知の埋蔵文化財包蔵地がある。）。 ※2 目的土地は，以下のとおり既存宅地の確認を受けている（尾張建設事務所建築課にて確認。）。ただし，目的土地の登記地目は，昭和56年12月20日を原因日付として「畑」から「宅地」に変更されている。 番号：52令尾建第2－753号 面積：198.37㎡ 確認年月日：昭和52年10月11日 ※3 大量のごみ等が放置されている。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）昭和57年3月17日新築 経過年数 約44年 経済的残存耐用年数 既に経済的耐用年数を満了している。
仕 様	構 造 木造 屋 根 瓦 外 壁 サイディング，カラー鋼板 内 壁 クロス，砂壁等 天 井 ボード，化粧合板等 床 タタミ等 設 備 電気，水道，公共下水道，プロパンガス その他 特になし
床面積（現況）	「第3 目的物件」欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 2DK （附属資料7「建物間取図（概略）」のとおり。）
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり。
特 記 事 項	※1 目的建物は，以下のとおり建築確認等を受けている（尾張建設事務所建築課にて確認。）。 確認番号：S56第229－589号 確認年月日：昭和56年12月22日 検査済証番号：S57第229－589号 交付年月日：昭和57年4月12日 ※2 差し掛けがある。 （附属資料7「建物間取図（概略）」参照） ※3 全般に建物の汚損が進んでいる。 ※4 室内に大量のごみ等が放置されている。これにより一部の間取り（トイレ，洗面室等）を確認できなかった。 ※5 建築年から推測すると，アスベスト含有建材等の使用に留意する必要がある。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	73,600	0.95	198.37	0.90	12,480,000

特に注記ない場合、計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。
(以下同じ)

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 豊明-8

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 72,800 \text{ 円/㎡} & \times & 101.1/100 & \times & 100/100 & \times & 100/100 & = & 73,600 \text{ 円/㎡} \\ & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：補正を要する個別的要因なし。

◇地域格差：交通接近条件、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差：間口・奥行の関係 0.95

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：将来の取壊費用の発生を考慮し、減価率を10%と査定。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	200,000	61.00	0.03	370,000

ウ 現価率：既に経済的耐用年数を満了しており物理的残存価値のみであるため、残価率3%をもって現価率を査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	12,480,000	0.55	法定地上権	6,860,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) $\{(ア \pm イ) - ウ\} \times$ $エ \times オ$
1	12,480,000	-6,860,000		0.8	0.7	3,150,000
2	370,000	+6,860,000	0	0.8	0.7	4,050,000
一括価格（合計）						7,200,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：放置されたごみ等，保守管理が劣る建物の存在等を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

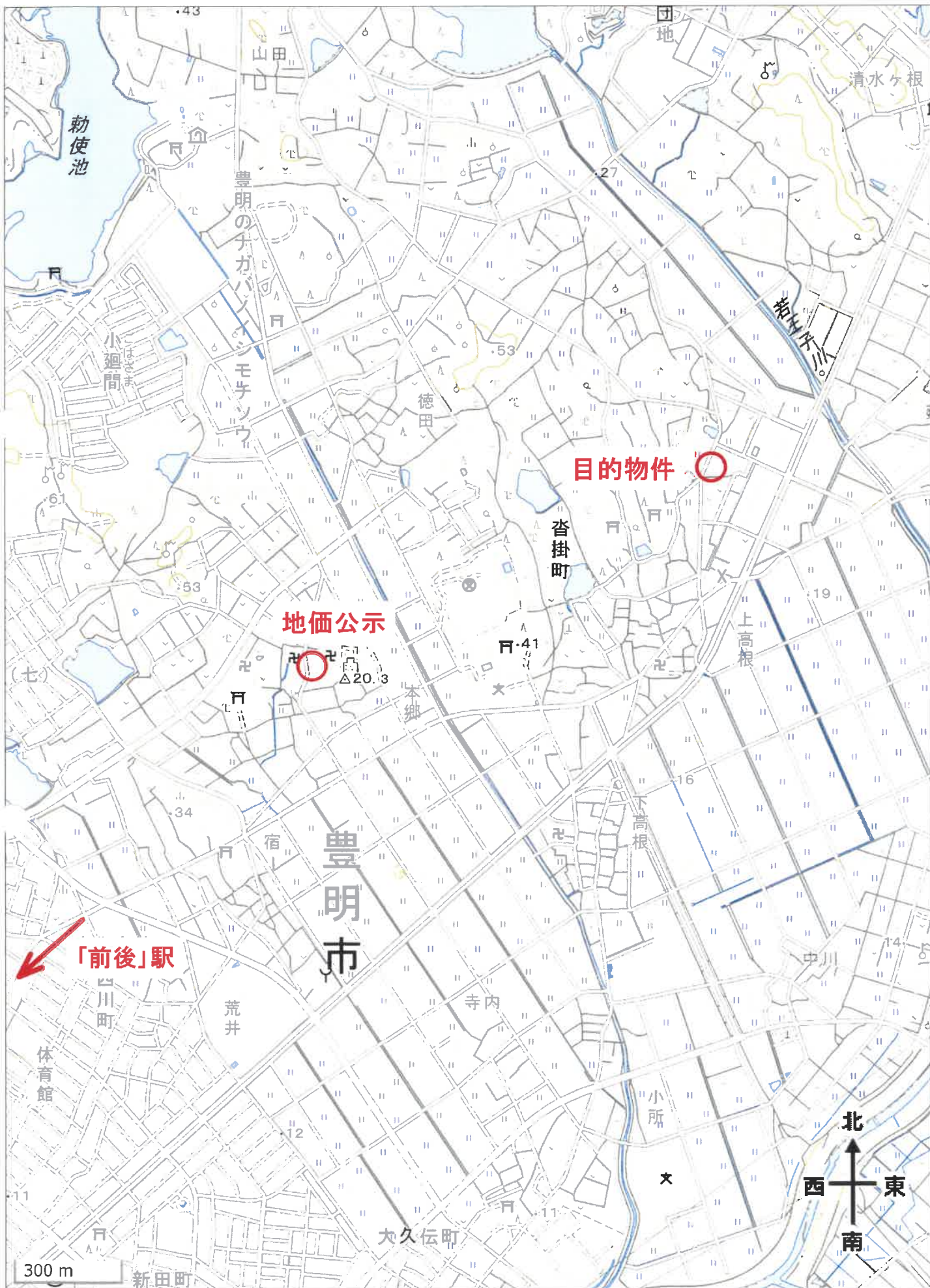
地価公示価格（豊明－8）

所 在：豊明市沓掛町東本郷86番2
価 格：72,800円／ m^2
位 置：名鉄名古屋本線「前後」駅の北東方道路距離約3.1km
価 格 時 点：令和8年1月1日
地 積：362 m^2
供給処理施設：水道・下水
接 面 街 路：西側4.5m市道に接面
用途指定等：市街化調整区域（建ぺい率60%，容積率200%）
地域の概要：農家住宅，一般住宅等が混在する住宅地域

第7 附属資料

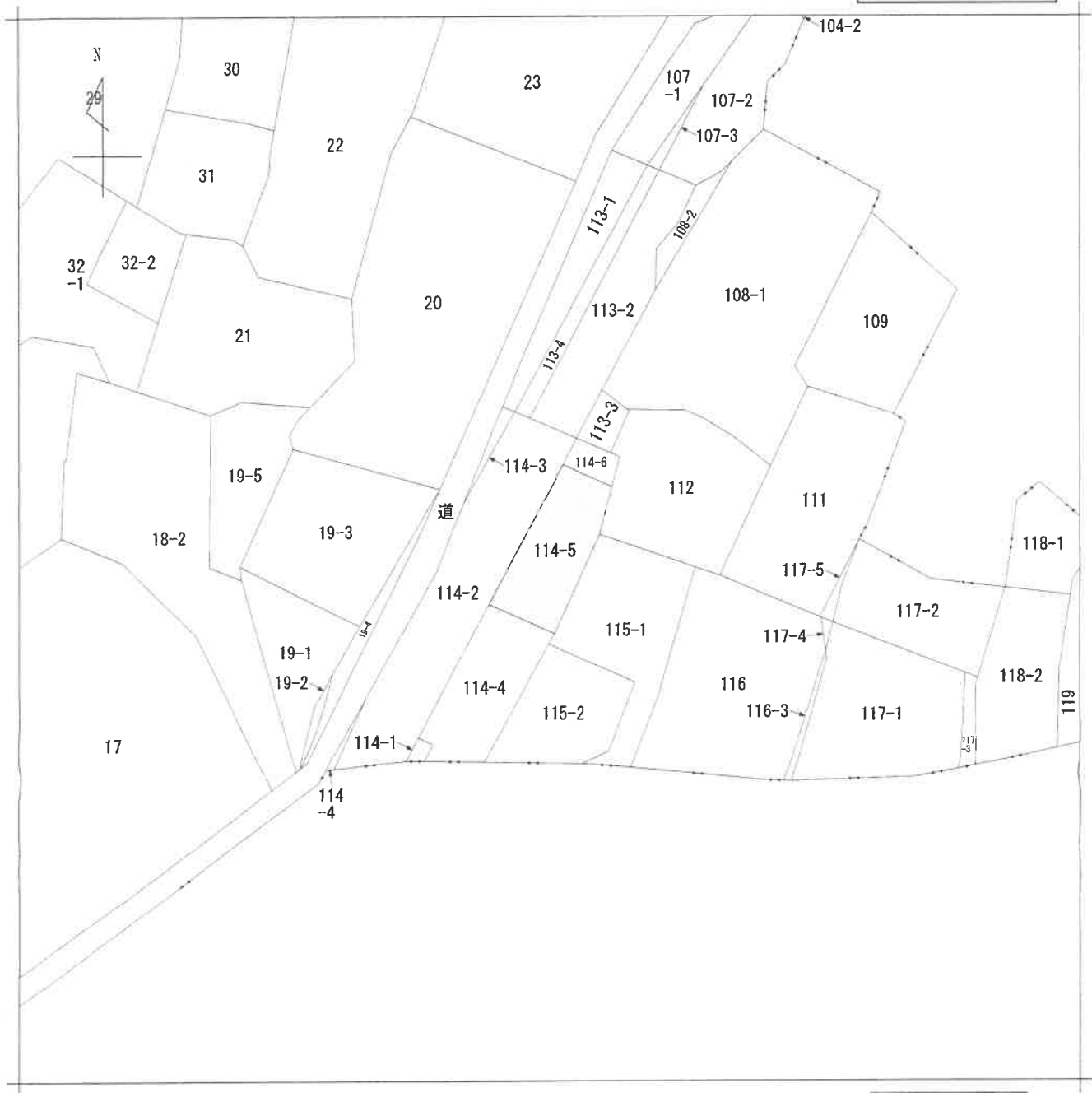
- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物配置図（概略）
- 7 建物間取図（概略）
- 8 現況写真

以 上

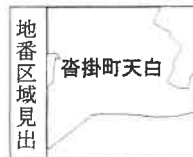




A 4 判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	豊明市沓掛町天白				地番	114番5			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和54年2月1日		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局熱田出張所管轄)

令和7年7月14日

名古屋法務局

請求番号：25-2

登記官

(1/1)

登記年月日：昭和52年8月5日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局熱田出張所管轄)
令和8年6月5日 名古屋法務局名古屋出張所

登記官

請求番号：15-2

(1/2)

A 4 判に縮小

会員専用

作製年月日

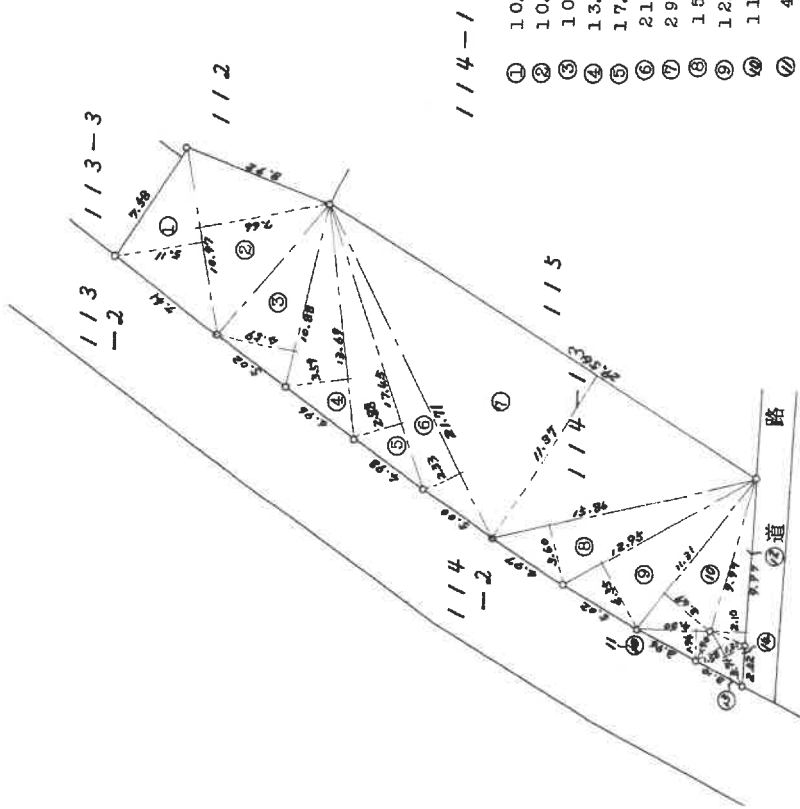
昭和五十二年七月十五日

作製者

申請人

前 後 新 114-1 114-4~114-6 地 積 測 量 図
番 114-1 7106967

土地の所在 豊明市沓掛町天白



①	10.97	×	5.11	=	56.0567
②	10.97	×	7.66	=	84.0302
③	10.88	×	4.59	=	49.9392
④	13.69	×	3.59	=	49.1471
⑤	17.45	×	2.88	=	50.2560
⑥	21.71	×	2.33	=	50.5843
⑦	29.56	×	11.37	=	336.0972
⑧	15.86	×	3.60	=	57.0960
⑨	12.95	×	4.35	=	56.3325
⑩	11.31	×	3.49	=	39.4719
⑪	4.30	×	1.74	=	7.4820
⑫	9.97	×	2.10	=	20.9370
⑬	3.71	×	1.58	=	5.8618
⑭	3.71	×	1.31	=	4.8601
計 ½				=	868.1520
				=	434.0760

52.85
単位 = M

(名古屋土地家屋調査士会用紙)

縮 尺 1/300

登記年月日：昭和52年8月5日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局熱田出張所筆跡)
令和8年6月5日 名古屋法務局名東出張所

登記官

請求番号：15-2

前 114-1 後 新

地 番 114-1, 114-4, 114-5, 114-6

土地の所在 豊明市香樹町天白

地 積 測 量 図 7106968

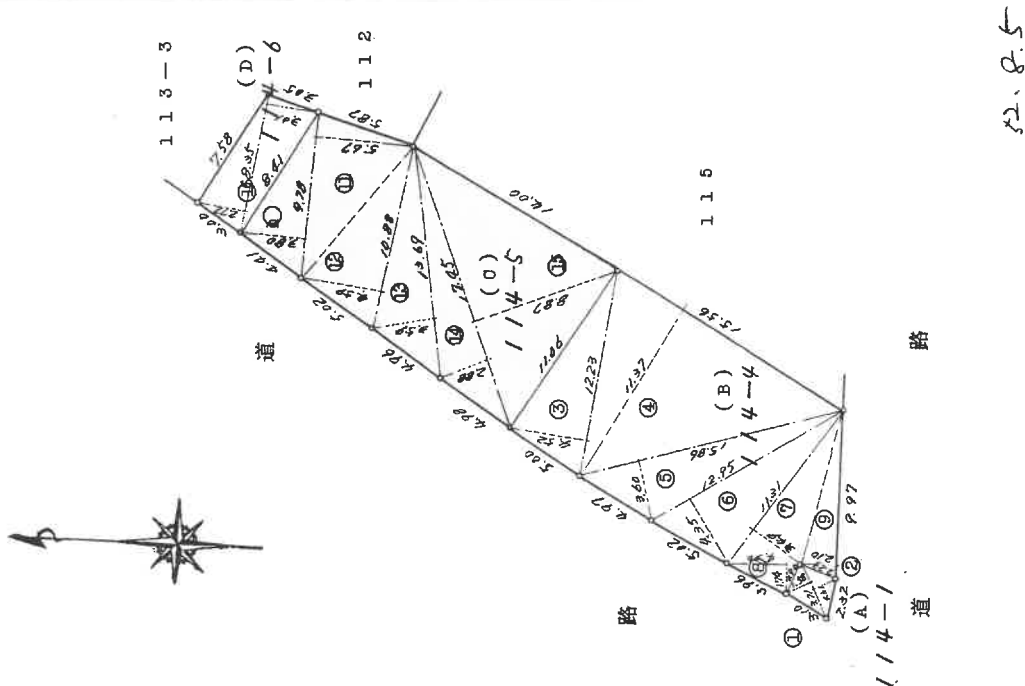
作 製 年 月 日 昭和五十二年七月貳貳日	作 製 者	申 請 人
--------------------------	-------	-------

会員専用

A 4 判 に 縮 小

面積計算書

①	3.71 × 1.58 =	5.8618
②	3.71 × 1.31 =	4.8601
計 ½		10.7219
		5.36095
(B)		
114-4		
③	12.23 × 4.52 =	55.2796
④	15.56 × 11.37 =	176.9172
⑤	15.86 × 3.60 =	57.0960
⑥	12.95 × 4.35 =	56.3325
⑦	11.31 × 3.49 =	39.4719
⑧	4.30 × 1.74 =	7.4820
⑨	9.97 × 2.10 =	20.9370
計 ½		413.5162
		206.7581
(C)		
114-5		
⑩	9.78 × 3.80 =	37.1640
⑪	9.78 × 5.67 =	55.4526
⑫	10.88 × 4.59 =	49.9392
⑬	13.69 × 3.59 =	49.1471
⑭	17.45 × 2.88 =	50.2560
⑮	17.45 × 8.87 =	154.7815
計 ½		396.7404
		198.3702
(D)		
114-6		
⑯	8.35 × (2.72 + 3.01) =	47.8455
		~~(8.35 × 5.73)~~
		23.92275



52.8.5

縮 尺 1/300

(名古屋土地家屋調査士会 用紙)

登記年月日：昭和57年3月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局熱田出張所管轄)

令和7年7月14日 名古屋法務局

登記官

7204768

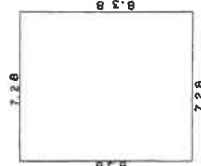
各階平面図

1/4-5

家屋番号

建物図面

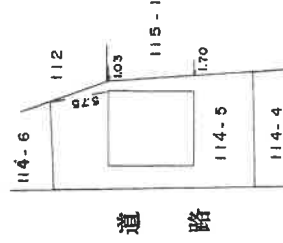
建物の所在
豊明市沓掛町天白114番地5



床面積計算

$$7.28 \times 8.38 = 61.0064$$

床面積 61.00㎡



道路

A4判に縮小

単位=M

作成者

(昭和57年3月)

作成

縮尺

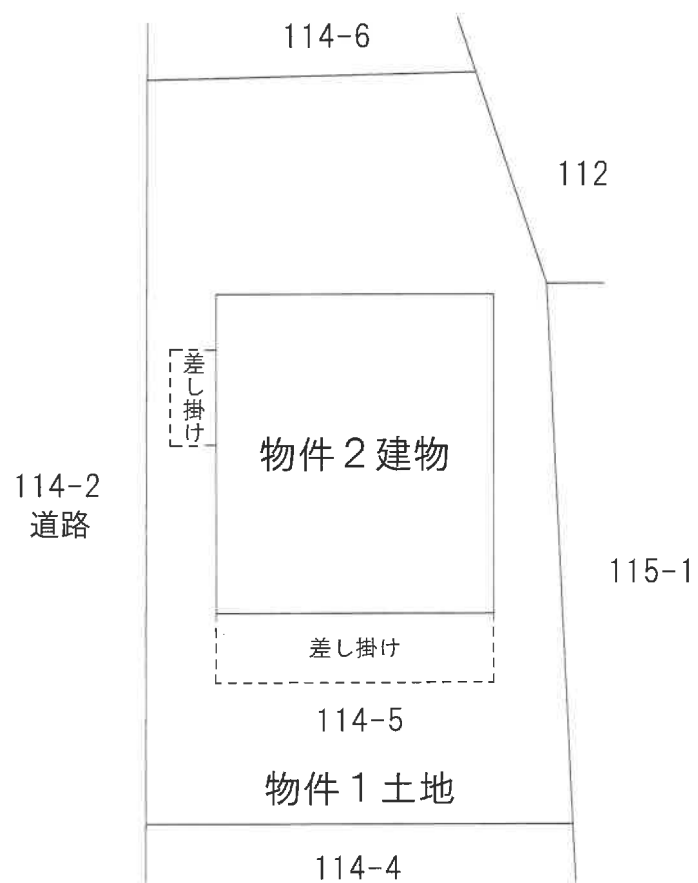
1/250

申請人

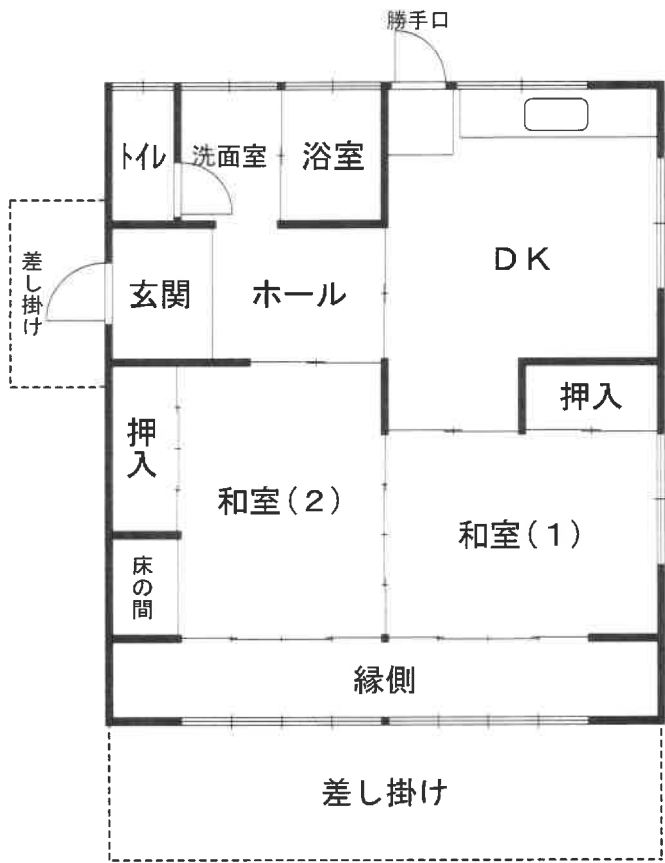
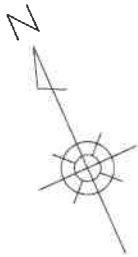
縮尺

1/500

土地建物配置図（概略）



建物間取図（概略）





NO. 1

目的物件全景



NO. 2

目的物件全景